

# 神奈川県箱根町

総務部総務防災課防災対策室

# 大涌谷周辺の火山活動の状況について



大涌谷周辺では、これまでも何度か群発地震が観測されている

### 西暦2000年以降の群発地震の発生前年次と回数

	地震回数
2001年	4,230回
2006年	1,624回
2008-2009年	2,417回
2011年	2,142回
2013年	2,172回

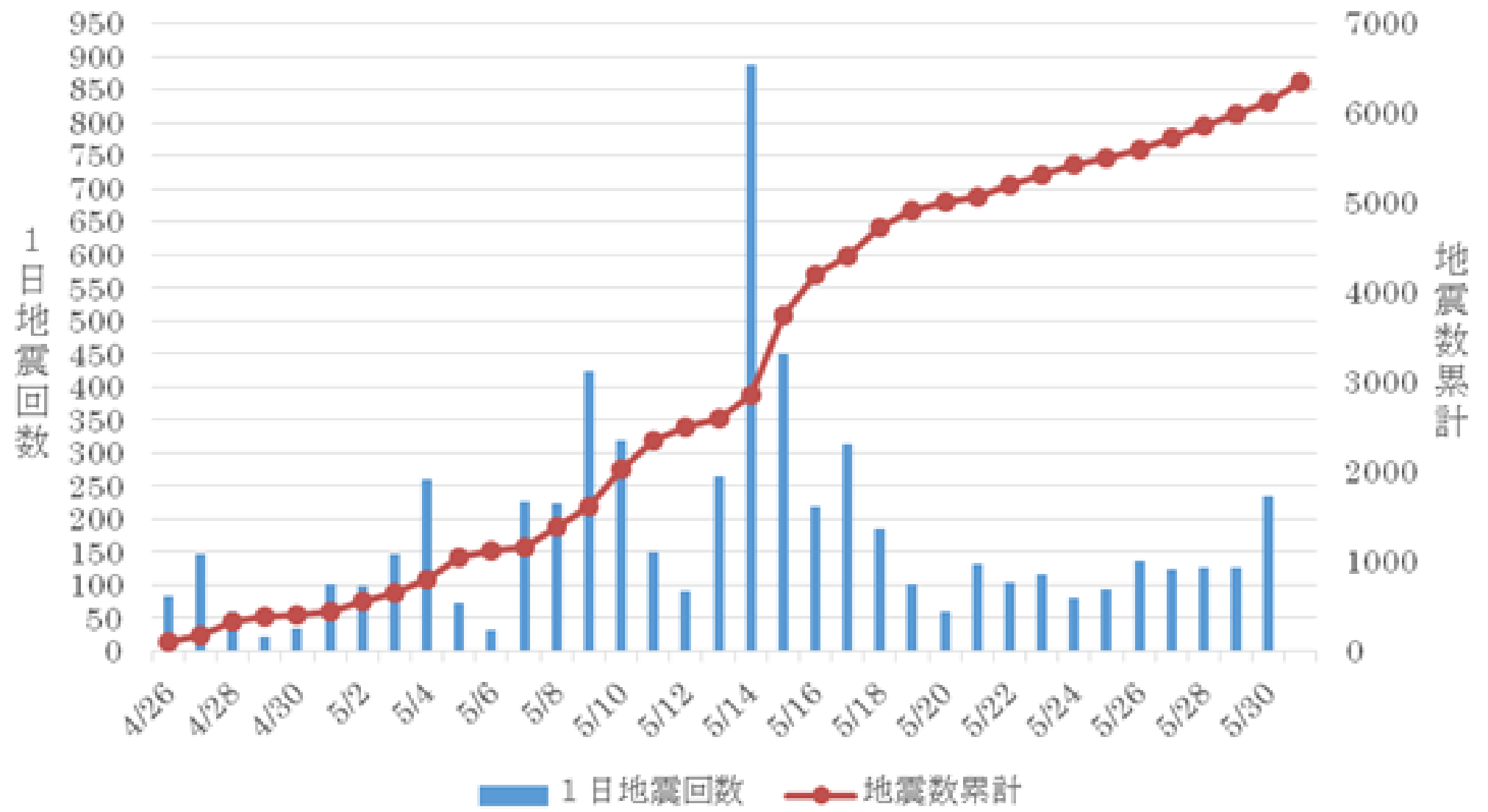
# 1 地震の発生回数

4月26日から地震発生数が急に増加

5月15日・・・1日887回の地震を観測

4月26日の活動開始から5月末までで、6,000回を超えた

# 箱根で発生した地震（温泉地学研究所観測）





5月末頃から活発化

神奈川県温泉地学研究所から資料提供

## 2 主な措置

5月3日18時・・・気象庁が臨時の火山解説情報を発表

5月4日 5時から

大涌谷周辺のハイキングコースを閉鎖(町)

大涌谷園地内自然研究路の閉鎖(県)

5月6日6時・・・気象庁が噴火警戒レベルを1(平常)から  
レベル2(火口周辺警報)へ引き上げ

5月6日6時30分から

県道734号の一部区間通行止め(県、町)

箱根ロープウェイ全線運休(ロープウェイ事業者)

県自然探勝歩道の一部区間閉鎖(県)



# 大涌谷周辺立入規制マップ

(平成27年9月14日発表)



噴火警戒レベル2(噴火警戒レベルが発表されたことに伴い、新橋町では大涌谷火口周辺に立入り規制エリア(黄色上着丸の部分)を設定しております。なお、立入り規制エリアにある以下、一部道路、サービスは利用できません。

- 新橋ロープウェイ 新橋台駅-大涌谷駅-平雲山駅の全線  
※代行バスが9月14日より運行開始(青線ルート)
- 道路 国道734号線(大涌谷三叉路-大涌谷駐車場約1km)
- ハイキングコース 大ヶ岡-駒ヶ岡-大涌谷-平雲山駅および新橋子駅の全長約3km  
※大涌谷を通過するコースの高入口より規制しております。その他のエリアおよび施設、交通機関、道路については、規制の対象になく「平常どおり」運営・運行しております。

今後も新橋町および気象庁、神奈川県(温泉地学研究所)では大涌谷付近の監視、モニタリングを常にを行い、観光に訪れる皆様へ最新の情報を発信してまいります。

住民からの問い合わせ・・・1日数件

観光客等の問い合わせ・・・1日数10件

マスコミからの問い合わせ・・・1日100件程度

\* レベル引き上げ当初は、電話対応に追われた

議員(町議会、県議会、国会議員)視察対応

議会対応・・・一般質問、火山対応の報告など

- \* レベル引き上げ当初は、電話対応とともに  
議会対応、視察対応に多くの時間が割かれた

### 3 施設の保守管理について

- ・レベル2による立入規制区域内には、上水道施設、温泉供給施設、ロープウェイ施設があり、メンテナンスが必要
- ・突然の立入規制により、現金・貴重品等が未回収

⇒ 5月7日から規制区域への立入許可を開始

- 屋内施設への立ち入りは軽装備（ヘルメットなど）
- 屋外での作業が伴う場合は、強固な安全装備を着装



プロテクター



盾

## 4 国への要望

- ・気象庁等へ……………「箱根山」⇒「大涌谷周辺」に名称変更

- \* 箱根全体が危険だと誤解されないため

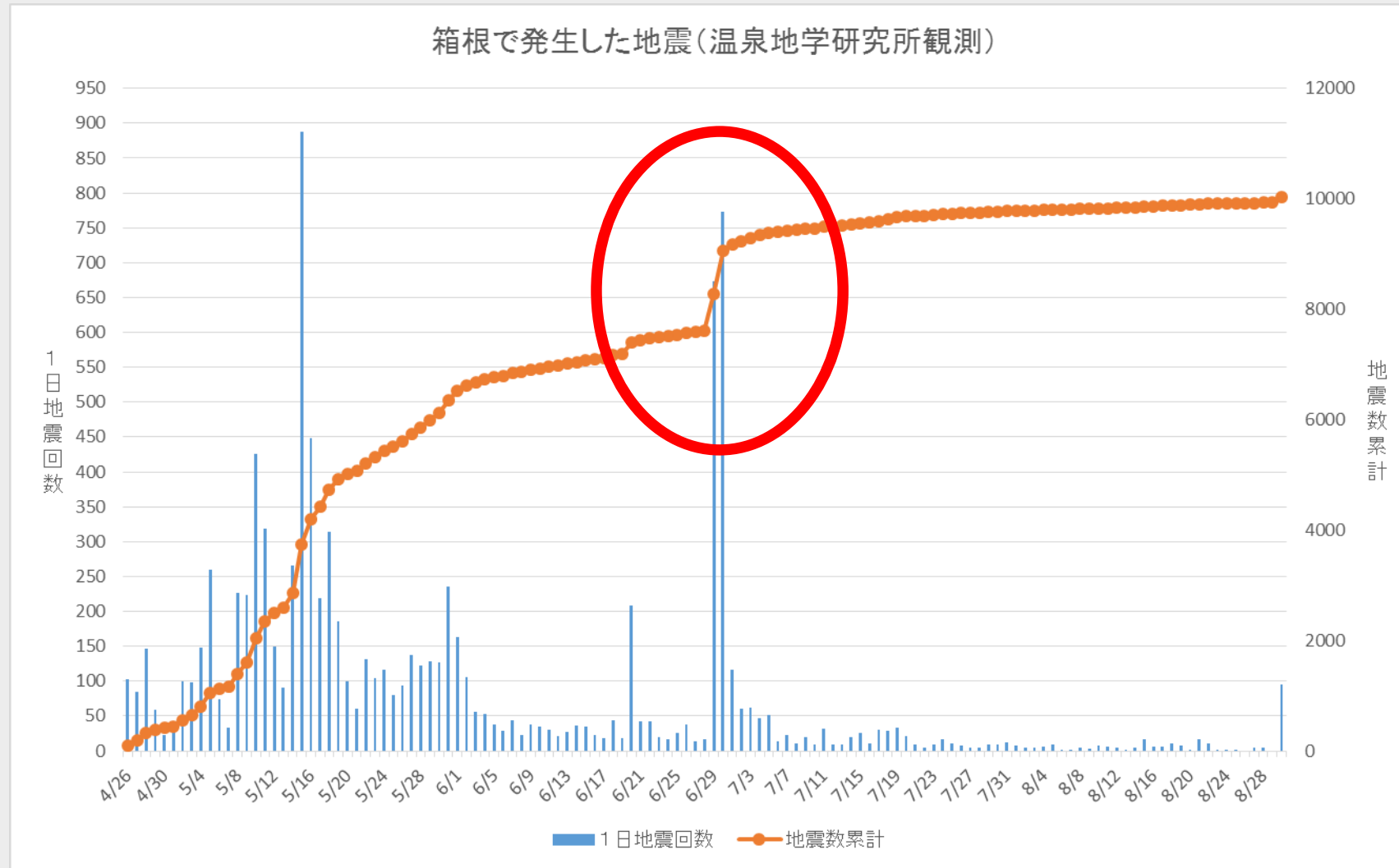
- ・厚生労働省へ……………雇用調整助成金の対象拡大

- \* 直近3カ月の売上10%減という指標を直近1カ月に短縮

- ・経済産業省等へ……………セーフティーネット保障対象拡大

- \* 箱根町及び近隣市町が対象地域に編入

# 5 噴火警戒レベル3への引き上げ



- ・6月29日から一時的に地震発生頻度が上昇
- ・6月30日12時30分 噴火警戒レベル3へ引き上げ

○県道734・735号の通行止め(早雲山駅～姥子駅)

○避難指示、避難誘導

- ・防災行政無線
- ・避難対象者への電話連絡
- ・町消防等による車両からの広報
- ・パトカーによる広報



## \* 避難状況

	住居(アパートを含む)	事業所	寮・保養所・ 宿泊施設等	別荘	合計
建物数(棟)	4	1	15	12	32棟
居住者数(人)	22	0	13	0	35人
避難者数(人)	18	20	16	0	54人

12:30避難開始、 21:05 54人の避難完了

12:30避難所を開設したが、利用者が無かったため21:05閉鎖

# 7月3日から災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定

## 火山活動に伴う警戒区域の設定

この先は、災害対策基本法第63条に基づき、箱根町長が設定した警戒区域です。災害応急対策に従事する者又は箱根町長から許可を受けた者以外の立ち入りを禁止します。警戒区域に許可なく立ち入った場合は罰せられることがあります。

平成27年7月3日 箱根町長  
箱根町総務防災課 (TEL 0460-85-9561)



# 警戒区域の見直し

- 7月以降、火山活動が鈍化傾向
- 避難生活の長期化による施設の劣化
- 経営ひっ迫など経済活動への影響

⇒ 8月24日10時から警戒区域の縮小

# 6 噴火警戒レベル2への引き下げ 及び警戒区域の縮小

- 9月11日14時 気象庁がレベル2への引き下げを発表
  - ⇒ 県道の安全点検、バス運行に伴う剪定作業
  - ⇒ 火山性ガス調査、注意喚起看板の設置
  - ⇒ 温泉供給事業者立入の安全確認

9月14日10時から警戒区域の縮小を実施

# 7 箱根火山防災協議会の取り組み

- H26.07.04 箱根火山防災協議会設置
- H26.09.27 御嶽山噴火被害
- H27.03.27 大涌谷周辺の観光客等避難誘導マニュアル策定
- H27.04.26 大涌谷周辺の火山活動が活発化
- H27.04.28 避難誘導マニュアルに基づく情報伝達訓練
- H27.5月～8月 実務担当者会議を多数開催
- H27.08.26 協議会でレベル4・5に対応した避難計画を策定

## 8 関係機関との連携

- ・県災害対策課、県温泉地学研究所、県小田原土木センター、神奈川県警、気象庁、防衛省などの協議会メンバーとの連携
  - ・内閣府、国土交通省、気象庁の先遣隊(リエゾン)からの助言
- ⇒ 御嶽山噴火災害を教訓とした「住民や観光客の生命を守るための対策を最優先」とすることを基本方針とした防災対応を実施